創立20周年記念論文集の発刊にあたって

お蔭様をもちまして、今年で当事務所は設立から20周年を迎えることができました。

平成10年5月に水野弁護士及び増市弁護士と共に当事務所を立ち上げたときは、弁護士5名・事務局5名の小さな事務所でした。事務所設立に際しては、リーガルサービスの提供を通じ、依頼者の皆様と共に、当事務所も発展させていただくことを願い、「共栄」法律事務所と名称を定め業務を行って参りました。弁護士18名・事務局12名(平成30年5月1日現在)の事務所にまで成長することができましたことは、手前味噌かもしれませんが、当事務所の案件処理に対し依頼者の皆様方の信頼と支持を得ることができたことの証しとして、心より感謝申し上げる次第です。

私が30年以上前に弁護士登録をしたときと比較しますと、社会や人々の意識は複雑化し、それに伴い社会における法律が果たす役割も増大してきたように思われます。法律による解決が重要性を増すに従い、法的議論は精緻になってきていると思われます。そして、知的財産権法、税法、執行法等といった社会の変化に応じて法改正が比較的多く行われてきた分野だけではなく、会社法や民法といった基礎法の分野でも重要な改正が陸続と行われています。法解釈が精緻化し、新たな法改正が基礎法の分野にまで及ぶ中で、我々法律実務家としても、漫然と日常業務を行っているだけでは、目まぐるしい法の進展に取り残されてしまいかねない状況となっています。

言うまでもなく当事務所の役割は、実務の中で生起する依頼者の方々の法的問題の解決を図ることにあり、最新の知識に基づく最善のサービスを提供するため、所属弁護士に法科大学院等での講義や論文の執筆等の活動を奨励しています。そして実際に、多くの所属弁護士は法科大学院の教授・講師等を経験し、また、常日頃から論文等の執筆や研究に自らの時間を割いています。本論文集は、普段から当事務所と親しくしていただいている学者の先生方にお願いした玉稿10編と、当事務所に所属する弁護士による論文15編を収録しています。

当事務所の弁護士の論稿の出来映えにつきましては皆様のご判断を仰ぐしかありません。しかし、それぞれの弁護士が実務の中で遭遇した問題について、ともかくも論稿という形式にまとめあげることができたことをもちまして、改めて当事務所の方針を明らかにさせていただく縁となればと思っています。

本論文集のタイトルを「法の理論と実務の交錯」とさせていただきました。 法はその規律する社会の中の特定の分野における「理想」や「目的」を達成するために存在しますが、そのような「法の理論」が実務の中でどのように用いられ、あるいはどのような変容を受けているかを診ることを主題として捉えたいという思いからです。本論文集の発刊を機として、所属弁護士一同、今後とも誠心をもってリーガルサービスの提供を行い、依頼者の皆様方と共に更なる発展を遂げることができるよう、研鑽に励んで参りたいと考えています。

2018年8月

共栄法律事務所代表パートナー 弁護士 木村圭二郎